

(参考) 中小M&Aガイドライン (第3版) 等について

中小企業庁 財務課

中小M&Aガイドラインの改訂（第3版）の概要

- 第3版改訂では、手数料も踏まえつつ、質の高い仲介者・FAが選ばれる環境を促すため、手数料・提供業務に関する事項を追記。
- 加えて、前回第2版改訂時と同様にM&A支援機関の支援の質を確保する観点から、仲介者・FAが実施する営業・広告に係る規律や仲介者において禁止される利益相反事項等の具体化を図っている。
- さらに、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間におけるトラブルに関し、最終契約後にトラブルに発展するリスク、その対応策について解説するとともに、仲介者・FAに対して求める対応や最終契約の不履行を意図的に生じさせるような不適切な譲り受け側を市場から排除するための対応についても追記している。

① 仲介・FAの手数料・提供業務に関する事項

【中小企業向け】手数料と業務内容・質等の確認の重要性⇒（納得できない場合）他の仲介者・FAへの依頼、手数料の交渉の検討

【仲介者・FA向け】手数料（仲介者の場合、相手方の手数料を含む。）の詳細、プロセスごとの提供業務の具体的説明、
担当者の保有資格、経験年数・成約実績の説明。手数料の交渉を受けた際の誠実な対応の検討。

② 広告・営業の禁止事項の明記

【仲介者・FA向け】広告・営業先が希望しない場合の広告・営業の停止、M&Aの成立可能性や条件等について誤解を与える広告・営業等の禁止。

③ 利益相反に係る禁止事項の具体化

【仲介者向け】追加手数料を支払う者やリピーターへの優遇（当事者のニーズに反したマッチングの優先実施、譲渡額の誘導等）の禁止、
情報の扱いに係る禁止事項の明確化⇒これらの禁止事項は仲介契約書に仲介者の義務として定める必要。

④ ネームクリア・テール条項に関する規律

【仲介者・FA向け】譲り渡し側の名称の譲り受け側への開示（ネームクリア）前の、譲り渡し側の同意の取得、譲り受け側との秘密保持契約の締結の徹底。
テール条項の対象の限定範囲の具体化・専任条項がない場合の扱いについての限定。

⑤ 最終契約後の当事者間のリスク事項について

【中小企業向け】最終契約・クロージング後に当事者間でのトラブルとなりうるリスク事項の解説⇒専門家の支援を受けつつ、自らでも確認することの重要性。

【仲介者・FA向け】リスクの認識時、最終契約締結前等に、当事者間でのリスク事項についての依頼者に対する具体的説明。

⑥ 譲り渡し側の経営者保証の扱いについて

【中小企業向け】土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談*や経営者保証の提供先の金融機関等へのM&A成立前の相談*の検討。

【仲介者・FA向け】上記*の相談が選択肢となる旨の説明・相談する場合の対応、最終契約における経営者保証の扱いの調整。

【金融機関向け】M&Aの成立前又は成立後に経営者保証の解除又は移行について相談を受けた場合の「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応。

⑦ 不適切な事業者の排除について

【仲介者・FA、M&Aプラットフォーム向け】譲り受け側に対する調査の実施、調査の概要・結果の依頼者への報告。不適切な行為に係る情報を取得した際の慎重な対応の検討。業界内での情報共有の仕組みの構築の必要性、当該仕組みへの参加有無の説明。 2

手数料の公表について

- R6年度の「M & A支援機関登録制度」における登録継続の要件として、手数料の算定基準の開示を求める。「M & A支援機関登録制度」ホームページ上のデータベース（<https://ma-shienkikan.go.jp/search>）で公表。
- さらに、最低手数料の水準や報酬基準額の種類等で検索が可能。

登録支援機関データベース

基本情報

企業名/事業所名(商号)
企業名/事業所名(商号)を入力

事業形態
☐ 法人 ☐ 個人

FA/仲介業務の別
☐ FA業務のみ ☐ 仲介業務のみ ☐ 仲介・FA業務両方

支援業務提供都道府県
東京都

本店所在都道府県
東京都

M&A支援機関の種類
M&A支援機関の種類

M&A支援業務開始時期
M&A支援業務開始時期

M&A等従者の従業員数
M&A等従者の従業員数

手数料体系

支援内容
FA：譲渡側

成功報酬の算定方法
株価レーマン方式

最低手数料の金額（税抜）
500万円超～1,000万円以下

標準的な各手数料体系
☐ 着手金無し ☐ 中間金無し

この条件で検索

検索条件をリセットする

← 検索（例えば、以下の条件でクロス検索可能）

・支援業務提供都道府県⇒東京都

・支援内容⇒FA・譲受側

・最低手数料⇒500万円～1,000万円

・成功報酬の算定方法⇒株価レーマン方式

法人 サンプル

業種 72 専門サービス業（他に分類されないもの） M&A支援機関の種類 土業等専門家・税理士

M&A支援業務開始時期 2023年1月

M&A支援業務等従者の従業員数 1人

支援業務提供都道府県 全国

法人番号 サンプル

代表者氏名

本店所在地

会社HP

資本金 500～1,000万円未満

従業員数 0～2人

FA手数料体系 譲渡側 譲受側

仲介手数料体系 譲渡側 譲受側

情報更新日 2024年5月1日

閉じるへ

支援機関別の手数料体系

法人 サンプル

FA：譲受側

※下記はM&A支援機関から標準的な手数料体系として報告されたものであり、個別の案件によって実際の手数料は異なる場合があります点ご注意ください。詳細については、M&A支援機関に個別にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

レーマン方式 / 主に使われている報酬基準額の例

成功報酬算定方法（税抜）

主な算定方法 レーマン方式

主な報酬基準額 株価レーマン方式

報酬基準額	報酬率／報酬額
～ 100万円以下	5%
100万円超 ～ 1,000万円以下	4%
1,000万円超 ～ 5,000万円以下	3%
5,000万円超 ～	2%

最低手数料（税抜）

設定 有 金額 500万円

標準的な各手数料体系（税抜）

項目	有／無	金額	成功報酬の内数	報酬の発生時点
着手金	有	500万円	成功報酬に含む	-
中間金	有	500万円	成功報酬に含む	企業概要書作成終了時
月額報酬	有	500万円	成功報酬に含む	-
タイムチャージ	有	-	成功報酬に含まない	-

成功報酬・・・成功報酬は、主にクロージング時等の案件完了時に発生する手数料である。

着手金・・・着手金は、主に依頼者との仲介契約・FA契約締結時に発生する手数料である。

中間金・・・中間金は、基本合意締結時等、案件完了前の一定の時点で発生する手数料である。

月額報酬・・・月額報酬（定額顧問料、リテナーフィーと呼ばれることもある。）は、主に月ごとに定期的に定額で発生する手数料である。

タイムチャージ・・・タイムチャージは、時間単価と稼働時間で発生する手数料である。

(参考) M&A支援機関の選定ポイント

- 第3版ガイドラインの内容等を基に、M&Aを検討する中小企業がM&A支援機関を選定するにあたりチェックすべきポイント（M&A支援機関であるか、手数料の内容、支援の内容、担当者の資格・実績等）について周知するチラシを作成。

M & A をご検討の中小企業の皆様へ

M&A支援機関の選定・契約時に確認すべき事項があります。

Check 1 「M&A支援機関登録制度」の登録機関から選定しましょう

- 登録機関は、「中小M&Aガイドライン」の遵守を宣言しています。
- 支援機関の登録状況は「M&A支援機関登録制度」HPのデータベースで確認できます。
※登録支援機関であっても支援の質は異なりますので、登録支援機関の具体的な説明を踏まえて支援を受けるか決定しましょう。

Check 2 手数料、提供される支援等の説明を受けましたか？

① 手数料に関する説明

- 契約を検討しているM&A支援機関の手数料体系を確認しましょう。
※登録支援機関の場合、手数料体系をデータベースで確認できます。
- 報酬率の他、最低手数料、報酬を算定する基準額（譲渡額、総資産額等）や発生タイミングを確認することも重要です。

② 支援の内容、質に関する説明

- プロセスごとに提供される支援内容を確認しましょう。
- 担当者の保有資格、経験年数、成約実績等を確認しましょう。
- 支援機関の組織体制等を確認しましょう。
- 仲介・FA契約書の専任条項、直接交渉制限等の内容を確認しましょう。

Action

- 手数料や提供される支援等について疑問がある場合、事業承継・引継ぎ支援センターや士業等専門家への相談（セカンド・オピニオン）も有効です。
- 場合によっては、他の支援機関（仲介者・FA）への依頼や手数料の交渉といった対応も検討しましょう。

詳細は裏面を参照ください

登録機関データベースの確認（M&A支援機関登録制度）

- M&A支援機関登録制度に登録されたM&A支援機関は中小M&Aガイドラインの遵守を宣言しています。
- M&A支援機関登録制度ホームページでは、登録機関のデータベースを公表しており、登録機関の名称や手数料体系を検索・確認することが出来ます。

詳細はこちらを参照ください → ※M&A支援機関登録制度ホームページ

M & A の支援内容等の確認（中小M&Aガイドライン）

- 中小M&Aガイドラインでは、M&Aの基本的な事項を示すとともに、M&A支援機関に対し、適切なM&Aのために行動指針を提示しています。
- 表面で記載された、支援機関との契約前に注意すべき下記事項についても、詳細は中小M&Aガイドラインをご参照ください。

プロセス毎の支援業務	仲介契約・FA契約の内容
- M&Aのプロセスはバリエーション、マッチング、基本合意の締結、最終契約の締結等、多岐に渡ります。 - 各々のプロセスでM&A支援機関から具体的にどのような支援を受けることができるのか確認しましょう。	- 仲介契約・FA契約には、「専任条項」、「テール条項」、「直接交渉の制限」等の条項が設けられる可能性があります。 - 各々の条項の内容を把握するとともに、留意点を確認しましょう。

詳細はこちらを参照ください → ※中小M&Aガイドラインの該当箇所です

M & A に関する相談（事業承継・引継ぎ支援センター）

- M&Aの実施に不安がある場合は、各都道府県に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください。
- 中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応する公的相談窓口です。

秘密厳守 秘密保持 安心センターは国の委託事業

詳細はこちらを参照ください → ※事業承継ポータル

本紙に関するお問い合わせ…中小企業庁事業環境部財務課 TEL：03-3501-1511（内線 5281～4）

中小企業庁

- M&A支援機関を選定する前に、
 - ① 「M&A支援機関登録制度」の登録機関であるか【△重要】、
 - ② 手数料、支援内容等についての具体的な説明を受けたか確認しましょう。
- ⇒（手数料や支援内容等について疑問がある時）**事業承継・引継ぎ支援センターや士業等専門家への相談（セカンド・オピニオン）が有効です。**
- ⇒（納得できない場合）**他の支援機関への依頼や手数料の交渉といった対応を検討しましょう。**

※中小企業庁「M&A支援機関の選定・契約時に確認すべき事項があります。」（令和6年10月30日）
<https://ma-shienkikan.go.jp/documents/M&A支援機関の選定・契約時に確認すべき事項.pdf>

注意喚起（M&Aに関するトラブルにご注意ください）の実施

- 不適切な譲り受け側とのM & Aの防止に関して、第3版ガイドラインの内容等を基に中小企業向けに注意喚起チラシを作成し、注意を実施。

M&Aで会社の譲り渡しを検討されている皆様へ

M&Aに関する トラブルに ご注意ください。

少しでも違和感を感じたら…
すぐに相談!

M&Aは後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法として流通し、多くの中小企業によって実施されるようになっております。
一方で、不適切な買手との間でM&A成立後にトラブルに発展する例があらわれています。

M&Aの実施を検討されている中小企業の方は、以下のような不適切な買手とのトラブルにご注意いただき、少しでも違和感を感じる場合は、**弁護士や、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください。**

特に注意!

- 売手の財務状況が厳しく、経営者保証の扱いが重要になる場合。
- クロージング時点では低額の譲渡対価で、クロージングから一定期間後に相当程度の譲渡対価を支払うという条件を提示されている場合。

CASE 1 クロージング後、個人保証が解除されなかった事例

クロージング後、売手経営者の個人保証について、売手から買手に何重依頼しても契約に基づいた移行がなされなかった。その上で、買手が売手の親類等との資産を回収したが、必要な事業資金の送金がなされず、売手は倒産。この結果、経営者保証が残っていた**売手親類等が負債を負うこととなり、個人破産に至ってしまった。**

CASE 2 譲渡対価の分割払い、退職慰労金の後払いが株式譲渡契約の条件となっているものの、履行されなかった事例

M&Aの成立時点での譲渡対価は低額であったが、成立後一定期間後に相当程度の譲渡対価を支払われる契約を結んだ。しかし、**契約に定める期日が経っても譲渡対価が一向に支払われなかった。**

少しでも違和感がある場合は1人で悩まず、まず相談を!

弁護士や、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください

相談窓口は裏面へ▶

トラブル回避に各種相談窓口をぜひご活用ください! /

第1 M&Aを進めるにあたって、**法的な観点に基づく助言を求めたい場合は** 弁護士に相談しましょう

特に仲介契約や、M&Aにおける最終契約を締結しようとする際に、**契約内容の妥当性や合意した内容が適切に契約書に反映されているか等について、助言を求めたい場合は弁護士に相談しましょう。**

日本弁理士連合会
(ひまわりほっとダイヤル)

日本弁理士連合会及び全国12の弁理士会が提供する、電話またはオンラインで弁護士との相談予約ができるサービスです。
法的な観点に基づく助言などを求めたい場合は、こちらの窓口にご相談ください。

第2 M&Aに不安がある場合は、**事業承継・引継ぎ支援センター**に相談しましょう

M&Aの実施に不安がある場合は、各都道府県に設置された**事業承継・引継ぎ支援センター**にご相談ください。
事業承継・引継ぎ支援センターは中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応する**公的相談窓口**です。

事業承継・引継ぎポータル

第3 M&Aのフロー、注意点を知りたい場合は、**中小M&Aガイドライン**をご参照ください

中小企業庁では、**「中小M&Aガイドライン」**を策定し、M&A専門業者、中小企業に対して適切なM&Aのための行動指針を提示しています。M&Aの実施にあたり、**フローや注意点について事前に把握しトラブルを未然に防止するため、ぜひ「中小M&Aガイドライン」**をご参照ください。

M&Aガイドライン

M&Aハンドブック

M&Aでのトラブルについて、お知らせください

不適切な買手とのマッチング等に際し、M&A専門業者（仲介者・FA）の支援に不適切な点を感じた場合には、「M&A支援機関登録制度」における「**情報提供窓口**」への情報提供をご検討ください。

情報提供窓口

M&A支援機関登録制度

本チラシの電子媒体はこちら ▶▶
2次元コードからダウンロードできます

特に注意いただきたいケース

✓ **売手の財務状況が厳しく、経営者保証の扱いが重要になる場合。**

✓ **クロージング時点では低額の譲渡対価で、クロージングから一定期間後に相当程度の譲渡対価を支払うという条件を提示されている場合。**

※中小企業庁「M&Aに関するトラブルにご注意ください」（令和6年8月30日）

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/m_and_a_trouble.pdf